

入学料免除・徴収猶予、授業料免除の申請について

入学料免除（徴収猶予）及び授業料免除の申請手続について

入学料免除（徴収猶予）及び授業料免除の申請を希望する方は、以下の内容を確認し申請してください。

1. 免除（又は徴収猶予）対象者

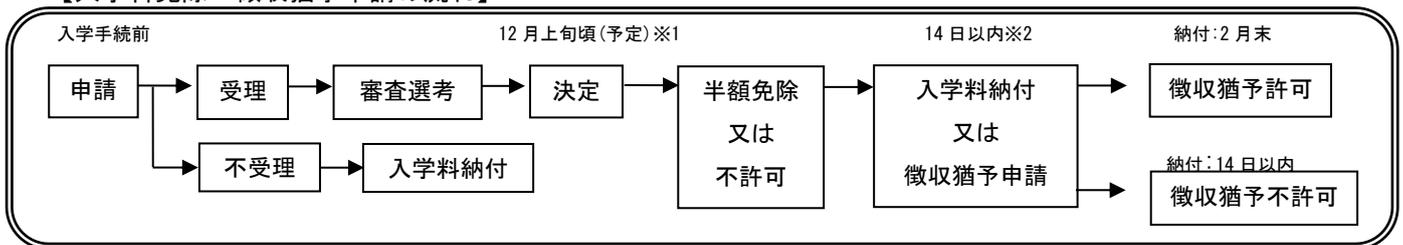
- (1) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において学費負担者が死亡した、又は本人若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) (2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2. 申請方法

(1) 入学料免除・徴収猶予

- 入学料免除または徴収猶予を希望する方は、「授業料免除・入学料免除等申請書（様式1）」に、「申請チェックシート（様式2）」記載の必要書類を添えて、**入学手続き期限まで**に学生生活課奨学係へ提出してください。
 - 申請書が受理された方は、申請結果が決定するまで入学料の納付が猶予されます。納付があった場合は返還することができませんので、ご注意ください。
 - 入学料免除と入学料徴収猶予は併せて申請することが可能です。それぞれの申請書類は同じですので、両方を申請する場合、申請書類は1セットの提出で構いません。
 - 入学料免除の結果は、12月上旬に決定予定です。結果は、学務支援システムまたは郵送にてお知らせします。
- ※上記入学手続き期限までに入学料免除と併せて入学料徴収猶予を申請しなかった場合のみ、入学料免除結果通知後、14日以内であれば入学料徴収猶予を申請することができます。申請方法は結果通知時にお知らせします。

【入学料免除・徴収猶予申請の流れ】



【注意事項】

- ※1 入学料の免除が許可されても原則半額免除ですので、必ず納付の準備をしておいて下さい。
- ※2 入学料免除結果の決定が通知された日から**14日以内**に納付すべき入学料を納入しない場合、**入学の許可が取り消され、除籍となります。**ただし、入学料徴収猶予が許可された場合は、2月末まで納付が猶予されます。
- ※3 入学料免除申請をし、入学手続を完了した後に入学を辞退する場合、免除申請は取り消され、入学料の支払いが必要となります。

(2) 授業料免除

- 授業料免除を希望する方は、「授業料免除・入学料免除等申請書（様式1）」に、「申請チェックシート（様式2）」記載の必要書類を添えて、**令和7年9月19日（金）まで**に学生生活課奨学係へ申請してください。
- 申請書が受理された方は、申請結果が決定するまで授業料の納付が猶予されます。
- 授業料免除は入学料免除と併せて申請することが可能です。それぞれの申請書類は同じですので、両方を申請する場合、申請書類は1セットの提出で構いません。（この場合の提出期限は入学手続き期限までです。）
- 授業料免除の結果は1月上旬に決定予定です。免除の結果が不許可又は半額免除の場合は、1月下旬に授業料支払いとなります。

※ 詳しい基準や申請様式等は、以下のホームページにて確認・入手してください。

【鳥取大学 HP】→【教育・学生生活】→【授業料免除・入学料免除等(大学院生)】

（URL）<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/fee/exemption-gra/>

※ 予算に限りがあるため、条件に該当していても免除とならない場合があります。



〈本件に関する照会先〉

〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地
鳥取大学 学生部学生生活課 奨学係
☎0857 (31) 6776・5059